平成２６年（フ）第８６号
新潟県長岡市和島高畑108番地
破産者　大矢　真実
1　破産債権の届出期間　平成26年11月17日まで
2　一般調査期日　平成27年１月19日午前11時20分
平成26年10月６日
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第５６７号
札幌市厚別区厚別西３条２丁目１番10号
ヴィラウエスト202
破産者　田中　竜祐
1　破産債権の届出期間　平成26年11月21日まで
2　一般調査期日　平成26年12月19日午後２時30分
平成26年10月３日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３９号
福島県郡山市大槻町字肩張１番地の１
破産者　大澤　輝昭
1　破産債権の届出期間　平成26年12月８日まで
2　一般調査期日　平成27年１月19日午前11時
平成26年10月６日
福島地方裁判所郡山支部破産係

債権者集会招集

平成２５年（フ）第２７３９号
大阪市鶴見区放出東２丁目19番12号
破産者　株式会社ワークトーヨー
1　期日　平成26年11月14日午後１時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成26年10月３日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２５年（フ）第１４号
山口県岩国市麻里布町４丁目14番21号
破産者　有限会社昭和ビル
異議申述期間　平成26年11月17日まで
平成26年10月６日　山口地方裁判所岩国支部

特別清算開始

平成２６年（ヒ）第３２号
札幌市中央区大通西20丁目２番18号
清算株式会社　株式会社ネクストソリューションズ
代表清算人　檀上　剛一
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（ヒ）第２００１号
青森県弘前市大字清野袋２丁目16番地５
清算株式会社　弘前ウォーターフロント開発株式会社
清算人　鳴海　康安
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（ヒ）第５０１号
福島市北矢野目字樋越１番地
清算株式会社　北斗株式会社
代表清算人　高橋　伸治
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福島地方裁判所第１民事部

平成２６年（ヒ）第１００４号
広島市東区牛田東３丁目33番16号
清算株式会社　ＫＳコンサル株式会社
代表清算人　森山　和馬
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（ヒ）第5号
高松市古新町10番地１
清算株式会社　株式会社ＫＡＭＥｓキッチン
代表清算人　小原　正義
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

特別清算終結

平成２６年（ヒ）第３号
北海道帯広市大通南17丁目12番地
清算株式会社　サン・デノン工業株式会社
代表清算人　小山　賢次
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
釧路地方裁判所帯広支部

平成２５年（ヒ）第２０６８号
東京都新宿区新宿１丁目23番11号
清算株式会社　創路株式会社
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２６年（ヒ）第6号
宮崎市大塚町宮田2940番地１
清算株式会社　株式会社Ｍ商事
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
宮崎地方裁判所民事部

特別清算協定認可

平成２５年（ヒ）第３０１１号
大阪府豊中市山ノ上町６番22号、登記簿上の本店所在地大阪府豊中市末広町３丁目10番11号
清算株式会社　大成電電サービス株式会社
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、各協定債権者（以下「本件協定債権者」という。）に対し、協定債権のうち各元本（以下「弁済対象債権」という。）の63,993％の金員（ただし、１円未満を切り捨てる。）を、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に弁済する。弁済は、清算人代理の事務所において行う。ただし、本件協定債権者が特定の金融機関の口座への振込送金を文書で求めたときは、その口座に振込送金する方法で弁済する。この場合の振込手数料は清算株式会社の負担とする。
2　本件協定債権者は、前項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する。
3　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な経費を控除した残額を弁済対象債権の割合に応じて弁済する。この場合においては、本件協定債権者が第２項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（ヒ）第１０５号
鹿児島市与次郎２丁目７番25号
清算株式会社　ファイナル・スペース株式会社
代表清算人　桃木野　聡
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、本協定の認可決定確定後速やかに、資産の換価代金総額から公租公課、特別清算手続に必要な費用等を控除した残金全額を、協定債権者インフラテック株式会社に対し支払い、残債務の免除を受ける。
2　公租公課、特別清算手続に必要な費用等は、随時これを支払う。
鹿児島地方裁判所民事第３部

平成２６年（ヒ）第１０８号
鹿児島市東開町13番21号
清算株式会社　株式会社ベル
代表清算人　鶴丸　正徳
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、本協定認可決定後２週間以内に、資産の換価代金総額（15万0333円）を債権者らに対し、その債権額に応じて按分して支払い、残債務の免除を受ける。
2　公租公課、特別清算手続に必要な費用等は随時これを支払う。
鹿児島地方裁判所民事第３部

決議に付する決定

平成２５年（再）第３号
熊本県菊池市七城町蘇崎1196番地６
再生債務者　株式会社津地
1　決議に付する再生計画案　平成26年９月１日付け再生債務者提出の再生計画案及び同年７月18日付け（同年９月24日修正）再生債権者フュージョン株式会社提出の再生計画案
2　書面投票期間　平成26年11月14日まで
3　議決権不統一行使の通知期限　平成26年11月７日
平成26年10月１日
熊本地方裁判所民事第１部